平成２４年（フ）第５９８１号
大阪府大東市御供田４丁目３番18号
債務者　田中　和代
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９８２号
大阪市港区夕凪１丁目11番４号　サニーハイツ国田202号、前住所大阪市港区夕凪１丁目９番24号　ノーブル夕凪303号
債務者　西村眞奈美（旧姓亀井）
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９６号
神戸市兵庫区中道通９丁目２番12号
債務者　野村　真弓
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８９３号
神戸市須磨区松風町３丁目６番４―603号
債務者　山頭　広美
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９３２号
神戸市灘区灘南通５丁目４番17号　ハイムフィールド502、従前の住所神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番２―1401号
債務者　山本　隆夫
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９８６号
神戸市北区南五葉１丁目１番地２号棟909、住民票上の住所神戸市北区鈴蘭台南町３丁目８番20―207号
債務者　布施　博志
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３３号
大分市大字光吉1430番地の58光吉台29組305号
債務者　甲斐美喜夫
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１２８号
岡山県津山市高野本郷2663番地13
債務者　中上　明美
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第１６３号
山口県下関市長府八幡町２番24―412号　市営長府八幡改良住宅２、前住所山口県下関市長府紺屋町２番２―231号
債務者　波佐間眞知枝
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第２３０号
神奈川県横須賀市佐野町３丁目12番地
債務者　小林　昭仁
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２３７号
神奈川県横須賀市浦上台２丁目７番10号　前田荘101
債務者　下城とみ子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２９３号
青森市大字矢田前字弥生田20番地23　さくら館Ａ―106
債務者　伊藤　　朗
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５３２号
名古屋市西区枇杷島２丁目６番15号
債務者　浅野　真一
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０９８号
愛知県春日井市勝川町２丁目３番地７　アーバンハイツ勝川203号
債務者　若井ひとみ
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５３号
山口市白石３丁目３番23号
債務者　右田　公子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１３３６４号
兵庫県尼崎市東浜町６―８、商業登記簿上の本店所在地兵庫県尼崎市大庄北５丁目13番11号
破産者　有限会社壱成エンジニアリング
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３７５号
東京都板橋区双葉町35番12号
破産者　株式会社岡田建築設計事務所
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３７６号
東京都板橋区双葉町35―２―401、住民票上の住所東京都板橋区双葉町35―12
破産者　岡田　興一
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部